

水道料金・下水道等使用料 について

	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
上下水道料金 審議		答申		答申		答申
	← 審議委員 任期2年間		← 審議委員 任期2年間		← 審議委員 任期2年間 →	

1

水道料金・下水道等使用料の審議について

令和6年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
審議会		第1回 上下水道の概要 について			第2回 上下水道決算 施設見学				第3回 令和6年度実施計画・財政計画 に基づく上下水道料金の現状			第4回 上下水道ビジョ ン中間改定 等

令和7年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
審議会		第5回 水道料金 について			第6回 下水道使用料 について				第7回 令和7年度実施計画・財政計画による 上下水道料金の最終審議	第8回 答申(案) について	答申	

今回は
ここです

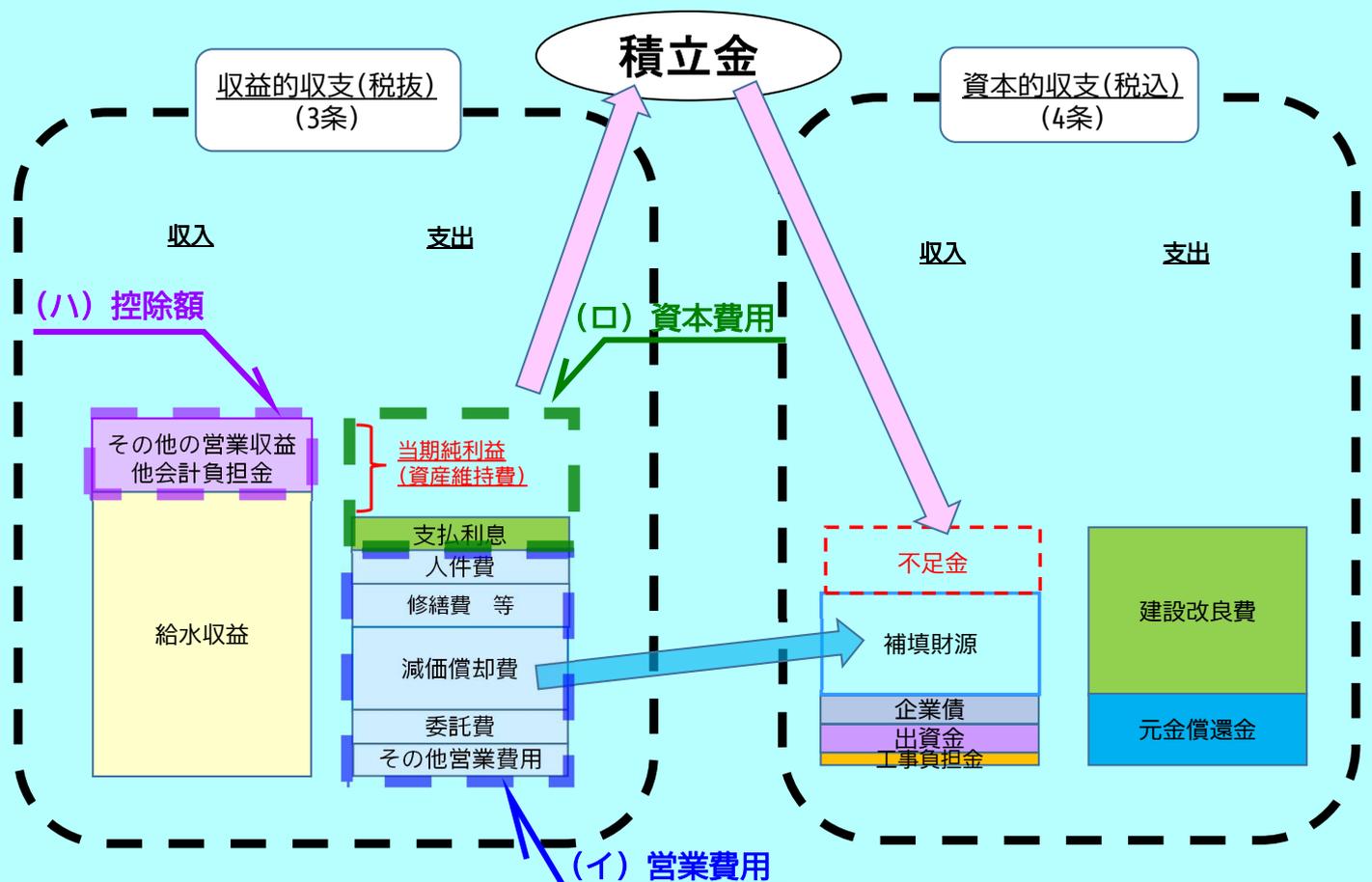
※審議予定であり、日時や回数は変更する場合があります。
※料金に係る部分を示しています。

2

水道料金の算定について

3

料金算定に係る水道事業決算 イメージ



※収入から長期前受金戻入・水道加入金を除く

4

水道料金の考え方

公益社団法人日本水道協会では、「水道料金算定要領(以下「算定要領」という。)」を定めており、本市では、この算定要領に基づき水道料金の算定を行っている。

過去の実績及び社会経済情勢の推移に基づく合理的な給水需要予測と、これに対応する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営に基づく**営業費用**＋水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる**資本費用**により算定

⇒ **総括原価方式**

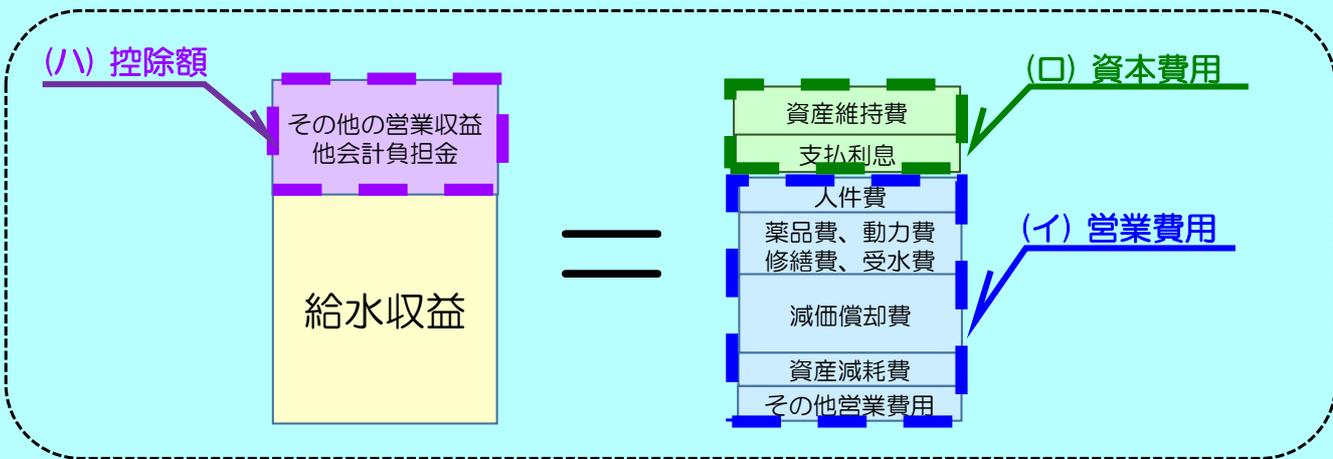
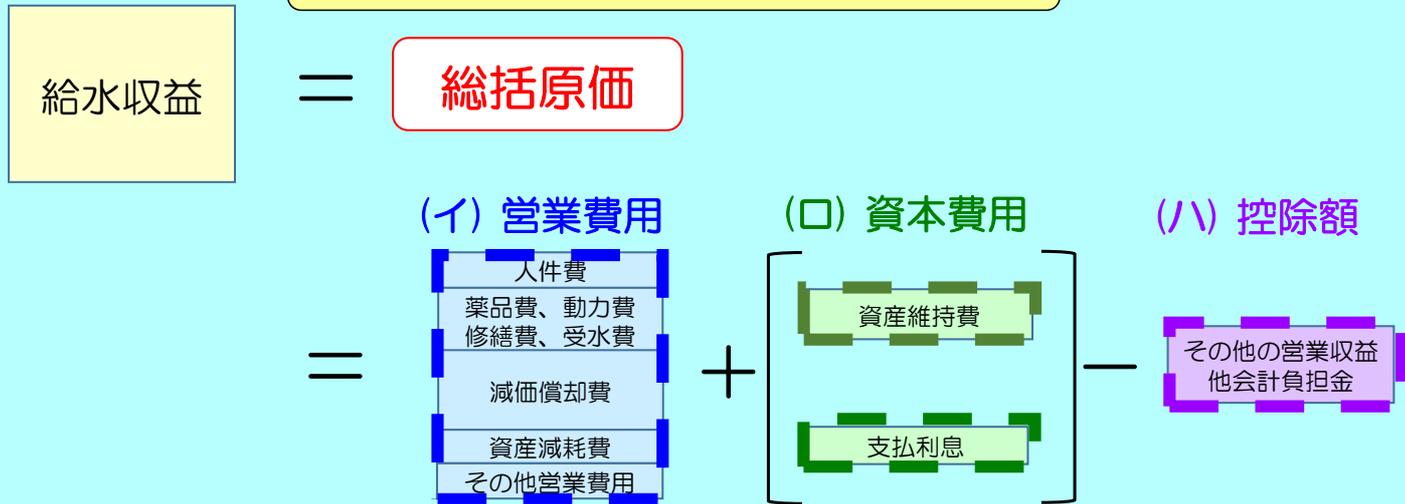
- 料金収入（給水収益） = 総括原価
 = 営業費用（イ）＋資本費用（ロ）－控除額（ハ）
- イ 営業費用・・・人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費
 資産減耗費、その他営業費用
 - ロ 資本費用・・・支払利息、資産維持費
 - ハ 控除額・・・営業収益の額から給水収益を控除した額（その他の収益）



料金算定期間は、算定時からおおむね3年から5年を基準とし期間ごとの適切な時期に見直しを行わなければならない。

本市は、算定期間を4年と定め、財政計画を毎年更新し、料金審議をしている。

総括原価の考え方



資産維持費を除いた総括原価の予測(2026(R8)年度～2029(R11)年度)

資産維持費を除いた水道事業にかかる総括原価の予測(料金算定期間4年間)

単位:千円

	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)	合計
(イ)営業費用	6,999,489	6,865,404	7,023,555	7,285,550	28,173,998
(ロ)資本費用	支払利息	53,406	66,486	80,840	296,303
	資産維持費				
(ハ)控除額	419,991	423,814	504,128	424,853	1,772,786
合計	6,632,904	6,508,076	6,600,267	6,956,268	26,697,515

※第7次財政計画を採用

この差額が、料金を据置きにした場合の資産維持費(当期純利益)となる。

4年間差額
1,228,882千円
(307,221千円/年)

給水収益の予測(料金算定期間4年間)

単位:千円

	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)	合計
給水収益	7,007,956	7,001,373	6,969,744	6,947,324	27,926,397

7

資産維持費の算定方法(算定要領)

資産維持費 = (イ)対象資産 × (ロ)資産維持率

(イ)対象資産

償却資産額の料金算定期間期首及び期末の平均残高とし、遊休資産を除くなど、将来的にも維持すべきと判断される償却資産とする。

(ロ)資産維持率

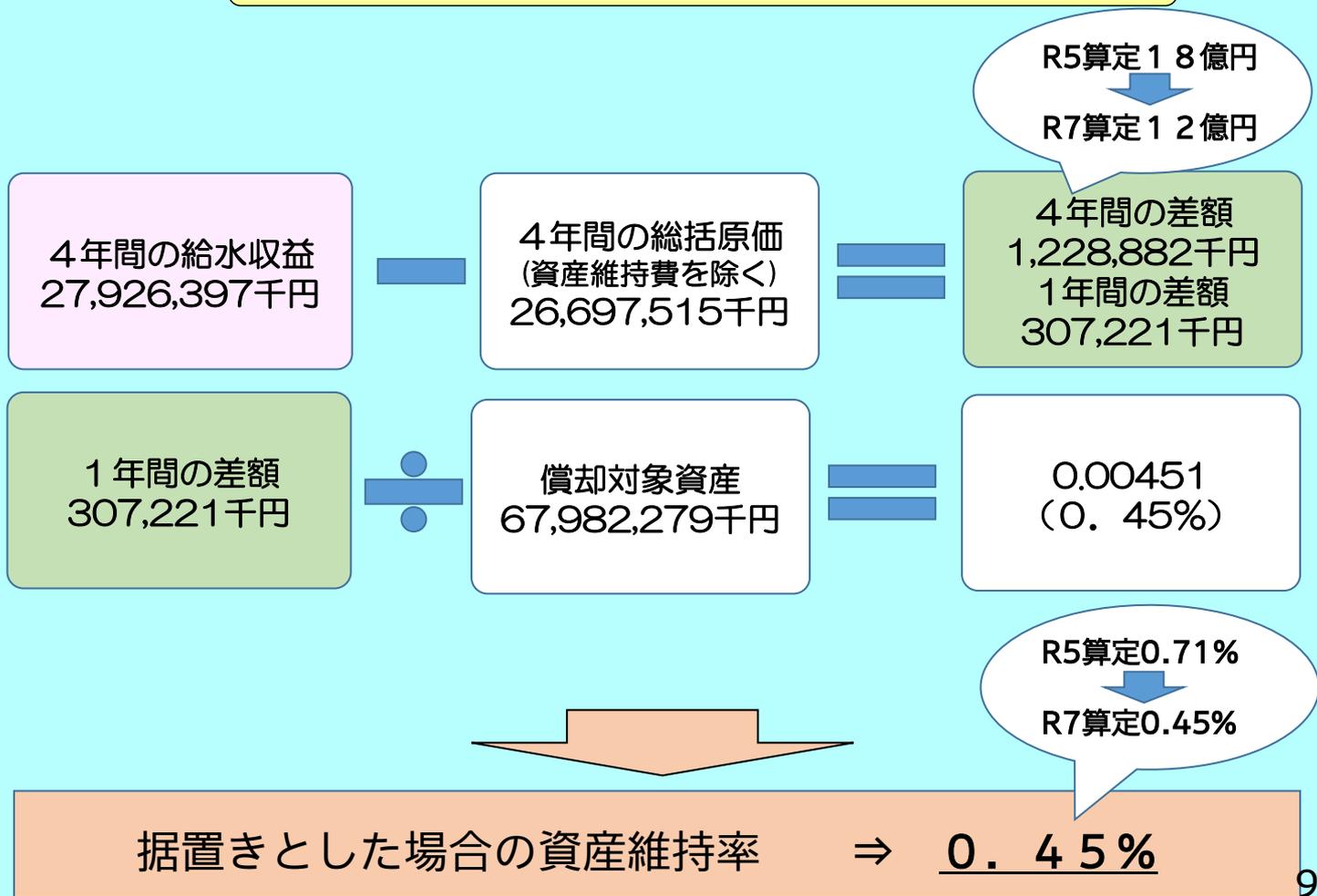
今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として3%を標準とし、各水道事業者の**中長期的な施設整備・更新計画及び財政計画等に照らし適正な水準**となるよう決定するものとする。

令和7年2月改定 算定要領

財政計画を作成する上で、資金不足になるか確認する事も重要。
※令和6年度実績 資産維持費 約5億円

8

水道料金を据置いた場合の資産維持率



水道料金を据置きとした場合の前回答申時との算定比較

上段 : 今回料金審議(R7)
(下段) : 前回料金審議(R5)

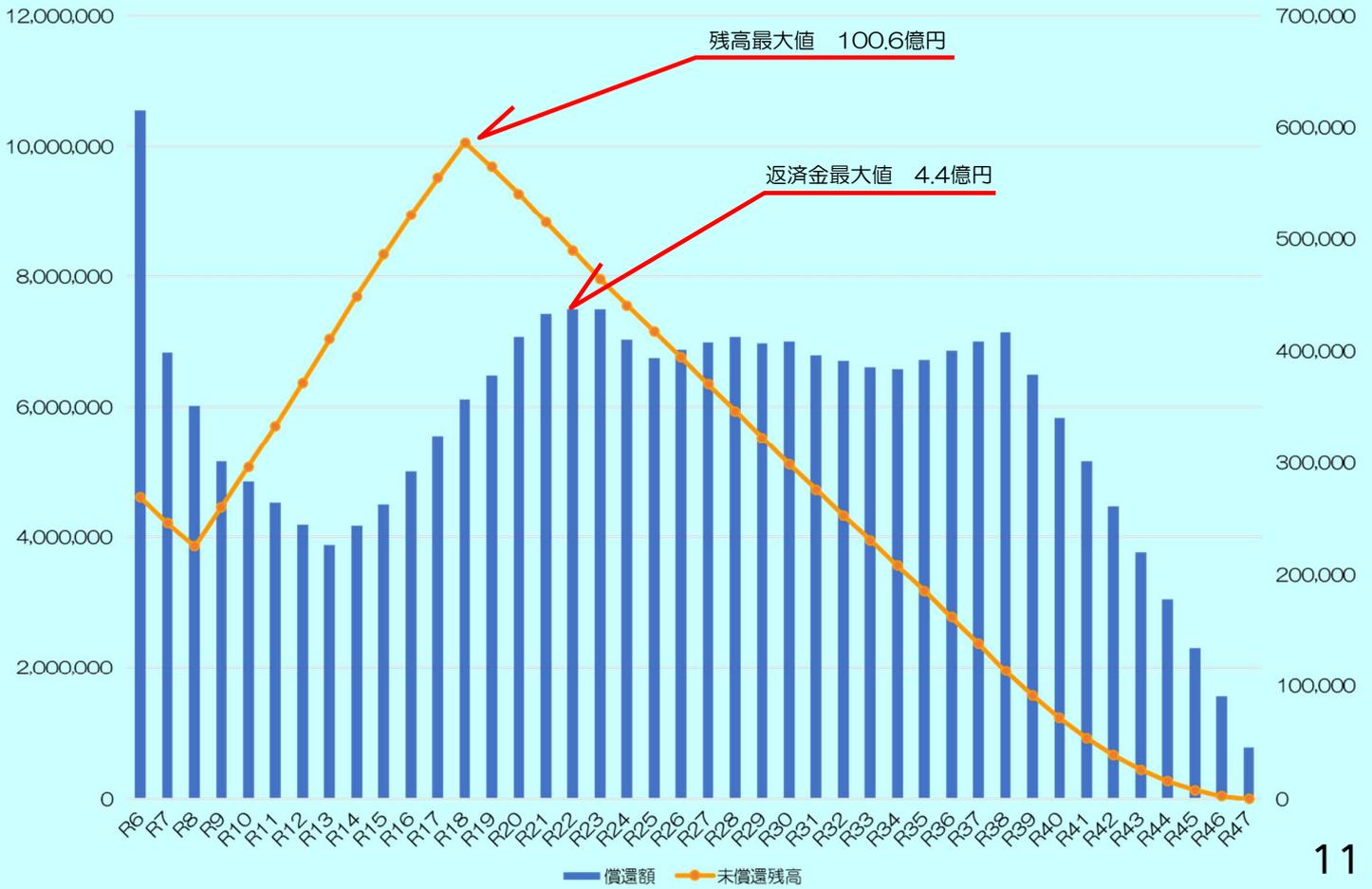
料金据え置いた場合
資産維持費率0.45%に相当
(令和5年度 約0.71%)



借入金に対する元金償還予定

借入金残高
【単位：千円】

返済金
【単位：千円】

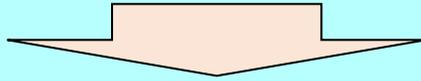


繰越財源(積立金)の推移 前回料金審議(R5)との比較

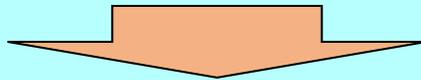


今年度の算定

4年間の営業費が前回算定(R5)と比べ9億円増加(3.3%増)の282億円が見込まれる。据置きとした場合の資産維持費は6億円の減少の12億円となり、資産維持率は令和5年度の算定で0.71%であったが、0.45%に減少した。



資産維持費は減少しているが、企業債を活用し料金算定期間である4年間の積立金の推移は約11億円程度となり、資金不足には陥らない。



水道料金据置き

年々経営状況は悪化しており、投資・財政計画(10年間)を毎年更新、経営状況を把握し運営する。

memo

下水道使用料の算定について

15

memo

16

下水道使用料対象経費の考え方

下水道管理運営費

収益的収支 支出
(資本費・維持管理費)

下水道管理運営費
(雨水)

下水道管理運営費
(污水)

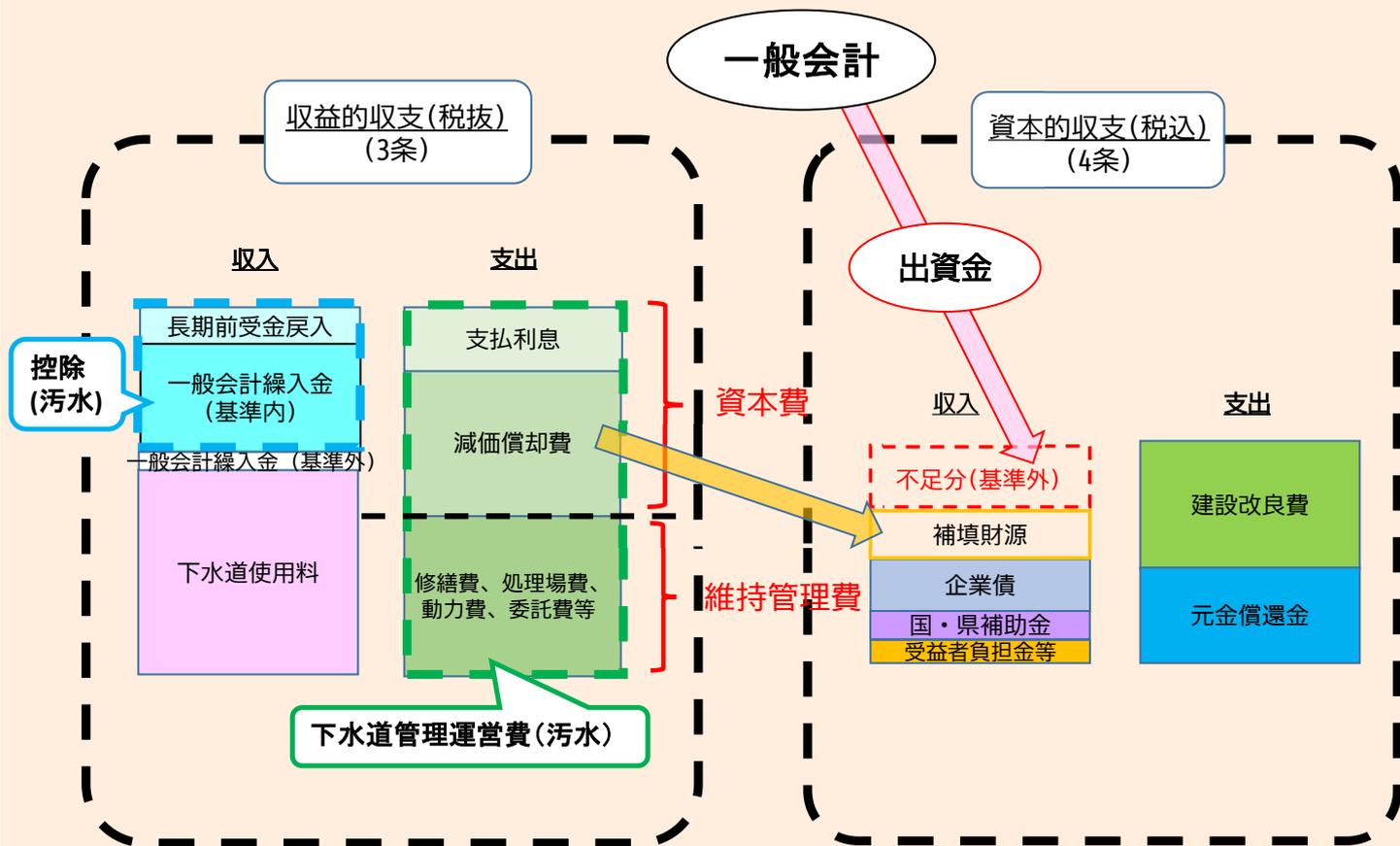
下水道管理運営費
(污水)

控除額

下水道使用料対象経費
(污水处理費)

控除額・・・一般会計繰入金(基準内)
長期前受金戻入

下水道事業決算(污水) イメージ図



下水道使用料に対する考え方

I. 第5次下水道財政研究委員会の提言（昭和60年7月）

- (1) 汚水に係る**維持管理費は**、公費で負担すべき部分を除いた全額を対象とすること。
- (2) 汚水に係る**資本費は**、公費で負担すべき部分を除いた全額を対象とすることが妥当であるが、使用料が著しく高額となる等の事情がある場合は、過渡的に、使用料の対象とする範囲を限定する事ができる。
⇒建設段階においては、使用料が高額になる等の事情により、範囲を限定する。

下水道使用料算定の基本的考え方 2016年度版
(発行：公益社団法人 日本下水道協会)

同様の考え方が掲載されている

19

下水道使用料の水準に関する国の方針

- (1) 「今後の下水道財政の在り方に関する研究会（総務省）」（平成18年3月）
（総務省自治財政局地域企業経営企画室）
基本は汚水処理費に見合った額を設定すべきだが、他の公共料金や住民負担可能額等を勘案し、3,000円/20m³・月（使用料単価150円/m³）の水準を目途に適正化を図るべき。

- (2) 「下水道財政のあり方に関する研究会（総務省）」（令和2年11月）
「月3,000円/20m³・月」という水準は、雨水公費・汚水私費の原則、経費回収率や住民負担の状況、下水道経営の持続可能性の確保等を総合的に勘案しつつ、検討が必要と考えられる。また、地方財政措置の前提条件となっていることから、繰出基準も含めた下水道事業に対する地方財政措置のあり方とも一体的に検討する視点も必要。

繰出基準に示されている
使用料単価150円/m³以上は満たしている。

使用料単価 150円/m³以上

郡山市の使用料単価
(R6)

下水道使用料収入 約38.26億円
有収水量 約2200万m³

＝ 174円/m³

※流域関連公共下水道の場合 20

下水道使用料に対する考え方

高額となる場合は
範囲を限定する

資本費

・建設にかかる経費のこと
※減価償却費・企業債の利息

下水道使用料で
賄うべき経費

維持管理費

・維持管理にかかる経費のこと
※修繕費・動力費・委託費等

21

一般会計繰入金について

一般会計繰入金
(基準内)

総務省の通知文に定められている項目(経費)に
一般会計(税金)を充てる。

税

一般会計繰入金
(基準外)

総務省の通知文に定められていない項目(経費)
に一般会計(税金)を充てる。

22

一般会計繰入金（基準内）の項目の一部

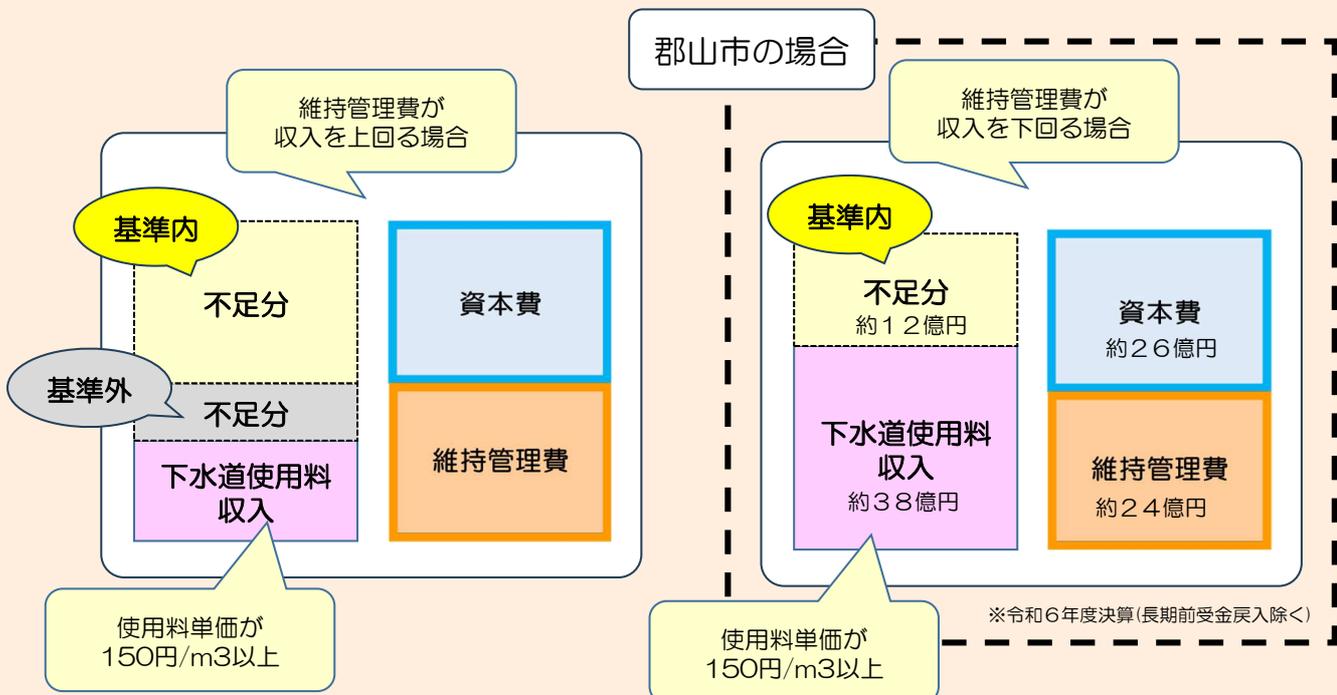
総務副大臣通知
「地方公営企業繰出金について」の一部

- 不明水処理に要する経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・維持管理費
- 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費・・・・維持管理費
- 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費・維持管理費
- 高度処理に要する経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・資本費・維持管理費
- 高資本費対策に要する経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・資本費
- 分流式下水道等に要する経費・・・・・・・・資本費**

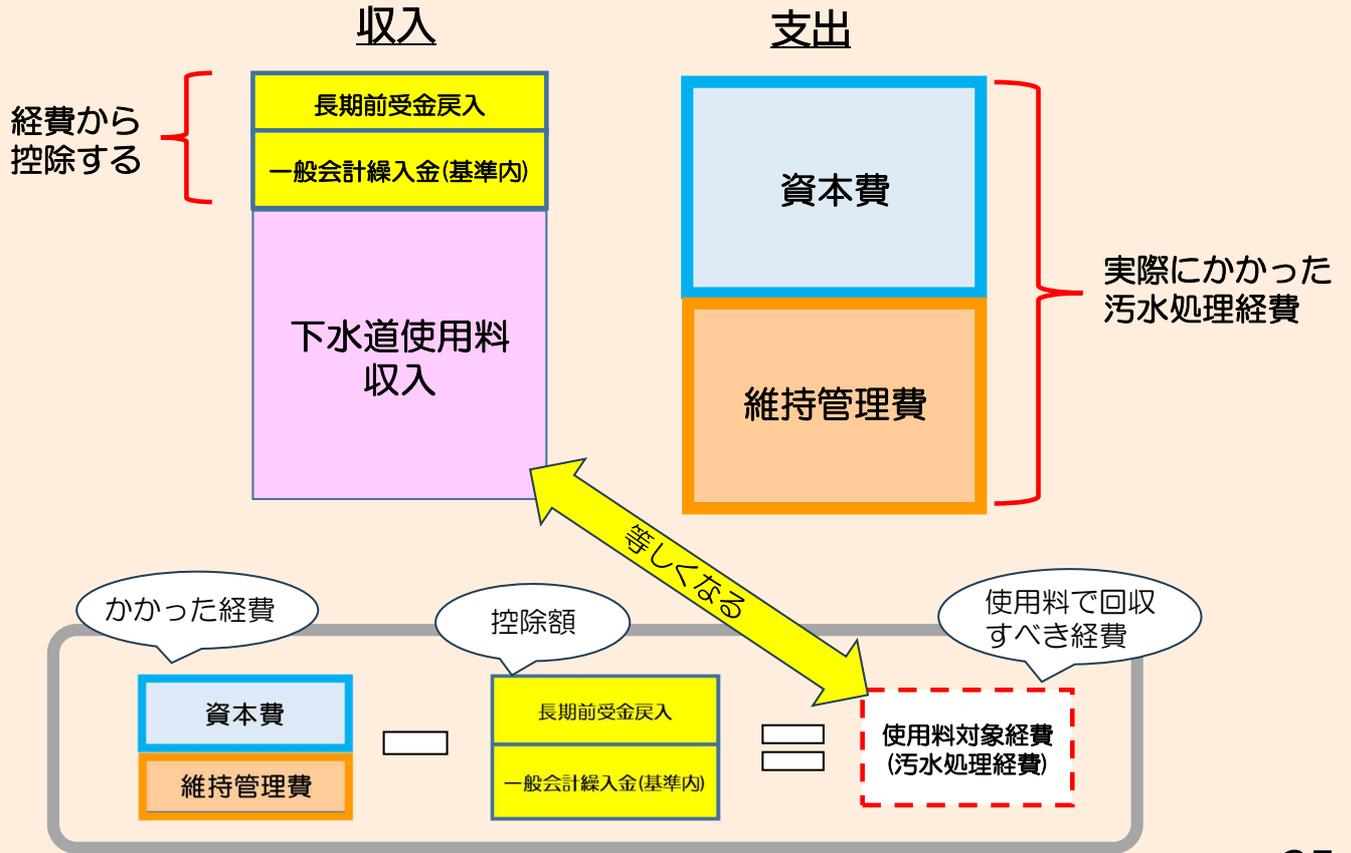
ここがポイント！

分流式下水道等に要する経費について

資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。

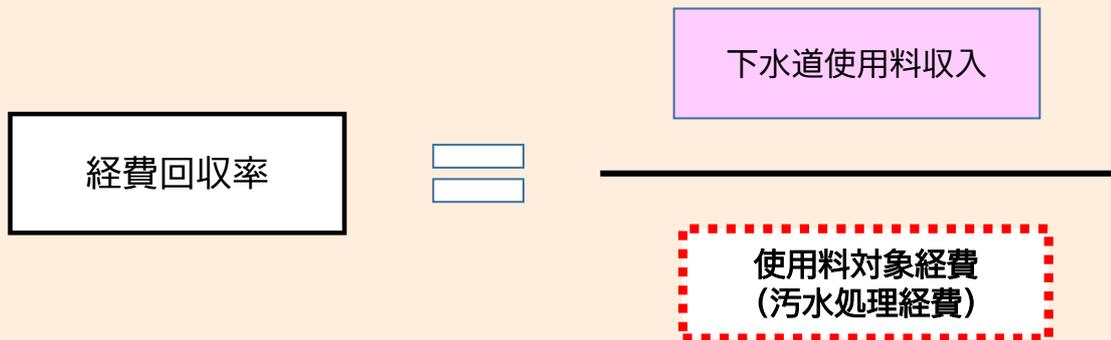


流域関連公共下水道(汚水)イメージ



25

経費回収率



経費回収率とは、使用料で回収すべき使用料対象経費（汚水処理経費）を使用料収入で賄えているかどうかを示す指標。
この数値が100%を下回っている場合、使用料で回収すべき汚水処理経費を全て使用料で賄えていない状況を示す。

26

流域関連公共下水道の下水道使用料算定について

【単位：千円】

下水道管理運営費内訳

		2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
下水道管理運営費		8,869,772	8,766,520	8,927,730	8,868,512
内訳	下水道管理運営費(雨水)	2,062,191	2,100,001	2,120,685	2,160,984
	下水道管理運営費(汚水)	6,807,581	6,666,519	6,807,045	6,707,528

使用料対象経費の予測

		2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
下水道管理運営費(汚水)		6,807,581	6,666,519	6,807,045	6,707,528
控除額	長期前受金戻入(汚水)	1,001,735	1,032,253	1,050,635	1,067,003
	基準内繰入金(汚水)	2,008,244	1,863,985	2,040,674	1,963,485
使用料対象経費		3,797,602	3,770,282	3,715,736	3,677,040

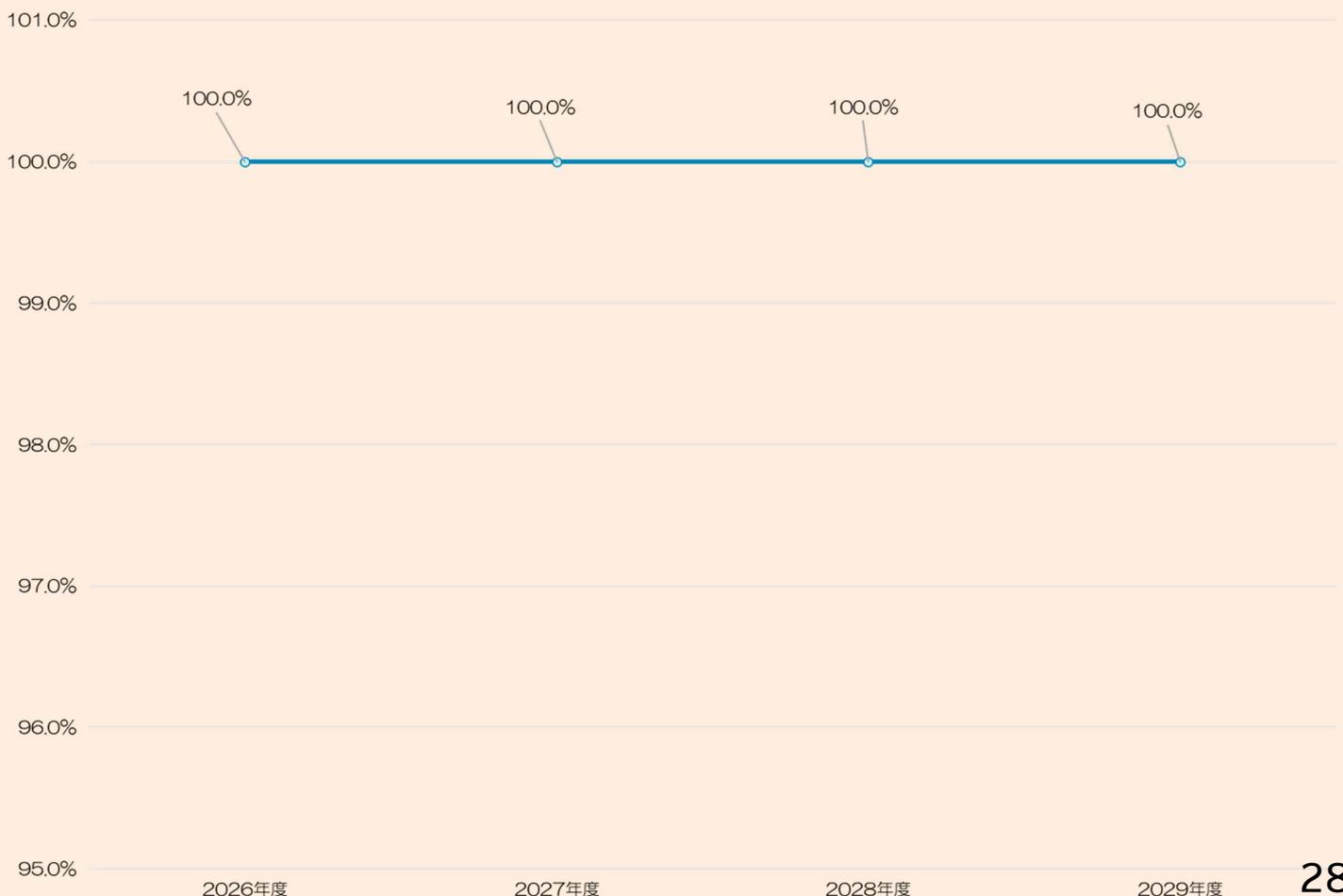
下水道使用料収入の予測

経費回収率

		2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
使用料収入		3,797,602	3,770,282	3,715,736	3,677,040

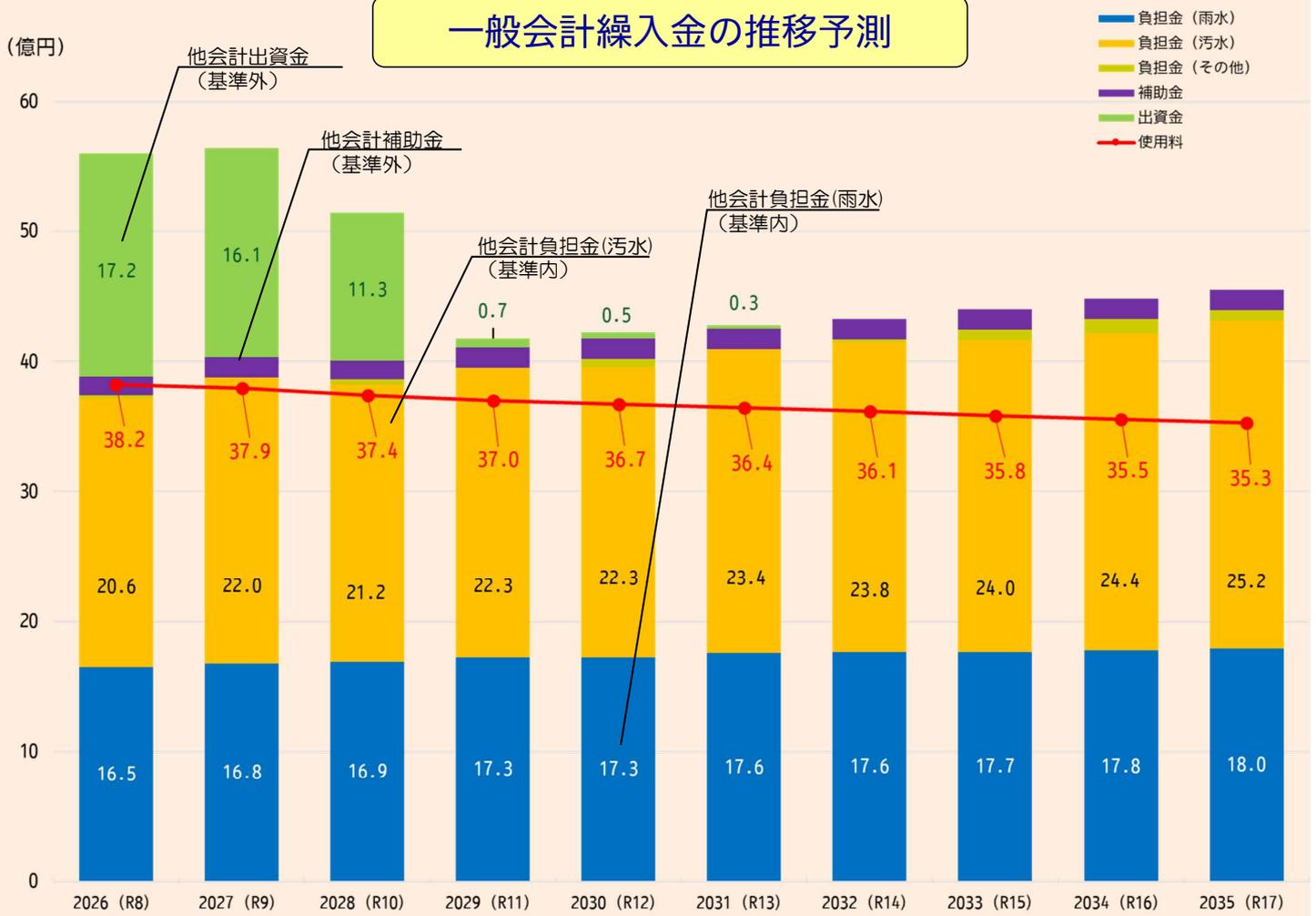
27

経費回収率の予測 (流域関連公共下水道)



28

一般会計繰入金の推移予測



※一般会計出資金は、雨水及び汚水の合計額です。

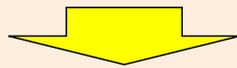
企業債元利償還・企業債借入・企業債残高の推移予測



下水道事業の資産維持費について

「下水道使用料算定の基本的考え方」（公益社団法人日本下水道協会発行）は平成28年度末に大幅に改訂。

下水道使用料対象経費の算定の中に、水道事業などと同様に「資産維持費」を位置付け。



下水道事業では、資産維持費の算定方法については示されていない。

郡山市上下水道事業経営審議会 答申（令和3年11月11日）

下水道使用料の資産維持費については、国の制度上一般会計からの繰り入れがある場合には計上が難しいことから、今後の国の制度変更等に応じて検討することが望ましい。

31

下水道使用料の検討について（まとめ）

国の方針である下水道使用料単価150円/m³の水準を満たしており、2026(R8)年度～2029(R11)年度までの流域関連公共下水道の経費回収率の予測は100%で推移する。一般会計繰入金は今後4年間で出資金は減少するが、それ以外は横ばい傾向である。



現行制度においては、現在の下水道使用料は妥当。
資産維持費については、現行制度が変更された際に導入の検討を行う。



下水道使用料据置き